

令和2年度 第1回文京区国民健康保険事業の運営に関する協議会 (書面開催)議事録

1 日時

令和2年4月30日から令和2年5月11日まで

2 審議委員

浅沼洋子、飯田真澄、太田明美、熊澤洋子、高野ひろ子、豊島弘江、藤野美子、内海裕美、川又靖則、近藤秀弥、佐藤文彦、中村宏、三羽敏夫、山道博、沢田けいじ、白石英行、関川けさ子、田中和子、松平雄一郎、松丸昌史、宮崎こうき、笠原昌俊、佐藤章、森田章

3 議題

(1) 諮問・審議事項

- ア 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給について
- イ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免について

4 書面審議概要

審議事項について、令和2年4月30日から同年5月11日までの期間、24人の委員全員から書面協議書による回答が得られた。

なお、書面協議書による回答の結果として、上記3(1)ア及びイの審議事項について、すべての回答が「承認」であった。

5 委員からの意見

(1) 審議事項ア「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給について」

- ア 傷病手当金の対象者は被保険者の約30%（全国平均）に過ぎず、給与等の支払いを受けていない個人事業主やフリーランスには支給されない。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、感染した場合や感染が疑われる場合に休みやすい環境を整備するには、対象者の拡大が必要であり、このための区独自の財源確保と支給のスキームづくりが必要である。
- イ 国保の被保険者のうち給与等の支払いを受けている被用者との条件を、緊急の事態であるため撤廃すべきである。
- ウ 土建国保、医師や歯科医師の国保には傷病手当の制度がある。国保事業にも傷病手当を創設すべきである。
- エ 家族のありかたが変わる中「世帯主」から「個人単位」へと国保も変わるべきであることを国へ声をあげていただきたい。
- オ DV被害者等に一定のご配慮をいただけるようお願いしたい。

カ フリーランスや自営業者は給与の支払いを受けていないので対象外となるが、傷病手当金が広く適用されることを望む。また、感染時に失職していても、これまで給与収入を生計手段としていた方にも適用されることを希望する。

キ 相談・受診目安から 37.5 度以上の発熱 4 日以上が削除されるが、感染が疑われる場合の設定をどのようにするのか。ホームページには Q&A も含め、わかりやすい掲載をお願いしたい。

(2) 審議事項イ「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免について」

意見なし